

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

平成27年3月以降の商工業等に係る
営業損害の賠償に関する緊急要求書

平成27年2月4日

福島県原子力損害対策協議会

会長 福島県知事 内堀 雅 雄

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 大橋 信 夫

副会長 福島県商工会連合会 会長 轡 田 倉 治

副会長 福島県市長会 会長 相馬市長 立 谷 秀 清

副会長 福島県町村会 会長 湯川村長 大 塚 節 雄

平成27年3月以降の商工業等に係る 営業損害の賠償に関する緊急要求

原子力発電所事故から3年11か月が経過しようとしているが、本県が原子力災害から復興し、地域経済を再生させるためには、事業者が早期に事業を再建し、自立、発展していくことが極めて重要である。

今般、国及び東京電力は、本年3月以降の商工業等に係る営業損害について、逸失利益の1年間分相当額を一括して賠償する素案を示したところであるが、到底納得できるものではない。

原子力災害の特殊性や被害の実情をしっかりと確認しながら、指針の趣旨や事業者等の意向を十分に踏まえた上で、素案を見直し、被害の実態に見合った賠償を最後まで確実に行うべきである。

よって、被害者が一日も早く生活や事業を再建することができるよう、下記のとおり要求する。

記

1 被害者の立場に立った賠償

被害者がそれぞれの将来設計に応じて事業の見通しを立てることができるよう、事業者や市町村の意向を反映し、事業の再建など長期的な視点を踏まえながら、被害者の立場に立った賠償を行うこと。

2 避難指示区域内における賠償

- (1) いわゆる「のれん代」や商圈の喪失等に伴う損害を含め、一括して賠償するに当たっては、損害の範囲を幅広く捉え、事業再建につながる十分な賠償を確実にかつ迅速に行うこと。

- (2) 避難指示解除後に帰還して事業を再開する場合のほか、やむを得ず移転先で事業を再開する場合、廃業を選択せざるを得ない場合など、被害者それぞれの事情に応じた賠償を的確に行うこと。

- (3) 事業の再建を図るために必要となる店舗や機械設備等の事業用資産の再取得、修復に要する費用など、帰還、移転等に伴う追加的費用について、確実に賠償を行うこと。

3 避難指示区域外における賠償

- (1) 将来の減収分を一括して賠償するに当たっては、風評による被害が依然として継続している厳しい状況を踏まえ、被害の実態に見合った十分な賠償を行うこと。
- (2) 原子力発電所事故との相当因果関係の確認を簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応すること。
- (3) 情報発信や自主検査など事業者が実施する風評被害を最小にとどめるための対策に要する費用（機器の購入やリース等も含む）について、確実に賠償を行うこと。